

令和5年2月21日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

安全研究・防災支援部門

企画調整室

## 安全研究・防災支援部門の決裁権限とその実施状況

安全研究・防災支援部門における決裁権限に関しては、令和2年度の規制支援審議会での意見を踏まえて、被規制施設を含む部門の長を兼務している理事／部門長の決裁権限の一部（規制支援に係るもの）を理事長による決裁に変更するという対応を行った。すなわち、令和3年3月26日付で、規制支援に係る事項について、決裁権限を部門長から理事長に変更する理事長達（別紙参照）を制定し、令和3年4月1日から施行した。

これを受けて、前年度までに懸案となっていた、部門長による決裁については、利益相反の課題に不都合な事象は生じないこととなった。ただし、前回審議会までに行っていた確認事項については、引き続き確認を行い、報告することとする。具体的には、大きく分けて①受託研究への応募、②研究成果の公開、③人事、及び④予算の執行、の4つの分野において確認した。確認方法は、規審9-7と同様に、企画調整室による自己点検である。

まず、①の受託研究への応募及び②の研究成果の公開については、被規制部門から独立した立場にあるセンター長の決裁の範囲であることから、部門の中立性・透明性を確保するような決裁が保たれていると考えられる。

次に、③の人事の観点からは、

- ・センター内の人事権は、センター長が持つ。
- ・センター長人事等については、理事会議審議マターであり、理事長の決裁を要する。
- ・新入職員採用枠の配分については、理事会議審議マターであり、理事長の決裁を要する。

こととなっているため、部門の中立性・透明性を確保するような決裁が保たれていると考える。なお、令和4年度は、センター長の人事異動があったが、副センター長からの昇任であり、理事長決裁案件のため、特に問題は無い。

人事に関する事項のうち、「理事長及び部門長が設置する委員会の開催並びに

委員の選定及び委嘱」については、前述の決裁権限の変更手続きに従って、理事長が決裁権限を行使して決裁（2件）されたことから、部門長による決裁は行われていない。

最後に、④の予算執行の観点からは、次の通りとなっている。

- ・ 2億円までの物品取得請求等\*はセンター長の決裁の範囲内である。
- ・ 2億円を超えて10億円までの物品取得請求等\*は部門長の決裁を要する<sup>(注)</sup>。
- ・ 10億円を超える物品取得請求等\*は理事長の決裁を要する。

(注) この決裁権限は、機構全体で統一的な基準として定められた規程によるものであり、当部門ではこの権限を理事長に変更した。

実施状況として、令和4年度における、2億円を超える契約請求は1件であり、理事長の決裁を受けた。本案件について、センター内担当部署の請求内容と契約仕様との間に相違はなく、かつ透明性のある契約方式（一般競争入札）により契約されていたことから、部門の中立性・透明性を確保した決裁が保たれていると考える。

\*：物品請求、役務、不動産等、委託研究に関する契約請求に関するもの

以 上